

2020年2月21日

お客さま各位

SMBC コンシューマーファイナンス株式会社

「プロミスカード会員規約」等の規約類一部改定のお知らせ

いつもプロミスをご利用いただき、ありがとうございます。

2020年3月23日(月)より「プロミスカード会員規約」等の規約類を一部改定いたします。改定にあたり、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 改定日

2020年3月23日(月)

2. 改定する規約類

- ・プロミスカード会員規約
- ・ローン規約
- ・プロミスポイント規約
- ・Web-ID サービス特約
- ・Club Off Alliance 会員規約特約
- ・サイトのご利用について
- ・会員サービスご利用の際の注意事項
- ・個人情報の取扱いについて

改定内容の詳細につきましては、次項以降に掲載する新旧対照表をご確認ください。



ご相談・ご質問はプロミスコールへ

0120-24-0365

(受付時間:平日9:00~18:00)

変更前	変更後
<p>(省略)</p> <p>第 29 条(犯罪による収益の移転防止(追加)に関する表明および保証等)</p> <p>1. お客様は、本規約にもとづく契約の締結および本規約にもとづく借入を行う時点において、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)および関連する政省令に定める次の第1号から第3号、ならびに<u>国連安保理決議</u>等の国際的な要請等にもとづき規制を受ける第4号から第6号のいずれにも該当しないことを表明し、保証します。</p> <p>①外国において次の地位を占める者およびこれらの地位にあった者。</p> <p>a) 国家元首</p> <p>b) 立法、行政、司法、または軍における組織の長、およびそれに次ぐ重要な職</p> <p>c) 特派大使等、国家を代表する職</p> <p>d) 中央銀行の役員</p> <p>e) 予算について国会の議決、承認を受ける法人の役員</p> <p>②前号に定める者の家族(事実婚による配偶者を含む)である者。<u>(追加)</u></p> <p>③犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域に居住する者。<u>(追加)</u></p> <p>④本邦財務省により経済制裁措置の対象として公表されている者。</p> <p>⑤米国財務省外国資産管理室(OFAC)により制裁措置の対象として指定されている者。</p> <p>⑥前号または前々号の対象者と取引を行う者。<u>(追加)</u></p>	<p>(省略)</p> <p>第 29 条(犯罪による収益の移転防止等に関する表明および保証等)</p> <p>1. お客様は、本規約にもとづく契約の締結および本規約にもとづく借入を行う時点において、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)および関連する政省令に定める次の第1号から第3号、ならびに国連安保理<u>国際連合安全保障理事会決議</u>等の国際的な要請等にもとづき規制を受ける第4号から第<u>7</u>号のいずれにも該当しないことを表明し、保証します。</p> <p>①外国において次の地位を占める者およびこれらの地位にあった者。</p> <p>a) 国家元首</p> <p>b) 立法、行政、司法、または軍における組織の長、およびそれに次ぐ重要な職</p> <p>c) 特派大使等、国家を代表する職</p> <p>d) 中央銀行の役員</p> <p>e) 予算について国会の議決、承認を受ける法人の役員</p> <p>②前号に定める者の家族(事実婚による配偶者を含む)である者。<u>(注2)</u></p> <p>③犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域に居住する者。</p> <p>④<u>国際連合安全保障理事会や本邦・米国を含む各国により、国際安全保障や各国の安全保障上問題があるとして公表された上、経済制裁の対象に指定された国・地域との取引がある者、またはこれらにおいて資産がある者。(注3)</u></p> <p>⑤本邦財務省により経済制裁措置の対象として公表されている者。</p> <p>⑥米国財務省外国資産管理室(OFAC)により制裁措置の対象として指定されている者。</p>

<p>2.お客様は、前項第1号から第3号のいずれかに該当したとき、当社がお客様に対して当該契約の締結または借入について、犯罪による収益の移転防止に関する法律上必要とされる確認を行うことに同意します。</p> <p>3. お客様が第1項各号のいずれかに該当したとき、当社は、第3条の規定にかかわらず、あらたな借入を停止することができます。</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>⑦前号または前々号の対象者と取引を行う者。</p> <p><u>(注2・注3)家族の範囲および制裁対象国・地域は当社のホームページ(https://cyber.promise.co.jp/)に掲載しています。</u></p> <p>2.お客様は、前項第1号から第3号のいずれかに該当したとき、当社がお客様に対して当該契約の締結または借入について、犯罪による収益の移転防止に関する法律上必要とされる確認を行うことに同意します。</p> <p>3. お客様が第1項各号のいずれかに該当したとき、当社は、第3条の規定にかかわらず、あらたな借入を停止することができます。</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
---	--

※(注2・3)にて記載の家族の範囲および制裁対象国・地域については以下の「『プロミスカード会員規約第29条』ならびに『ローン規約第22条』における外国の政府等において重要な地位等について」よりご確認いただけます。

変更前	変更後
<p>(省略)</p> <p>第 22 条 (犯罪による収益の移転防止 <u>(追加)</u>に関する表明および保証等)</p> <p>1.お客様は、本規約にもとづく契約の締結および本規約にもとづく借入を行う時点において、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成 19 年法律第 22 号)および関連する政省令に定める次の第 1 号から第 3 号、ならびに <u>国連安保理決議</u>等の国際的な要請等にもとづき規制を受ける第 4 号から第 6 号のいずれにも該当しないことを表明し、保証します。</p> <p>①外国において次の地位を占める者およびこれらの地位にあった者。</p> <p>a) 国家元首</p> <p>b) 立法、行政、司法、または軍における組織の長、およびそれに次ぐ重要な職</p> <p>c) 特派大使等、国家を代表する職</p> <p>d) 中央銀行の役員</p> <p>e) 予算について国会の議決、承認を受ける法人の役員</p> <p>②前号に定める者の家族(事実婚による配偶者を含む)である者。<u>(追加)</u></p> <p>③犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域に居住する者。 <u>(追加)</u></p> <p>④本邦財務省により経済制裁措置の対象として公表されている者。</p> <p>⑤米国財務省外国資産管理室(OFAC)により制裁措置の対象として指定されている者。</p> <p>⑥前号または前々号の対象者と取引を行う者。 <u>(追加)</u></p>	<p>(省略)</p> <p>第 22 条 犯罪による収益の移転防止 <u>等</u>に関する表明および保証等)</p> <p>1.お客様は、本規約にもとづく契約の締結および本規約にもとづく借入を行う時点において、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成 19 年法律第 22 号)および関連する政省令に定める次の第 1 号から第 3 号、ならびに <u>国際連合安全保障理事会決議</u>等の国際的な要請等にもとづき規制を受ける第 4 号から第 <u>7</u>号のいずれにも該当しないことを表明し、保証します。</p> <p>①外国において次の地位を占める者およびこれらの地位にあった者。</p> <p>a) 国家元首</p> <p>b) 立法、行政、司法、または軍における組織の長、およびそれに次ぐ重要な職</p> <p>c) 特派大使等、国家を代表する職</p> <p>d) 中央銀行の役員</p> <p>e) 予算について国会の議決、承認を受ける法人の役員</p> <p>②前号に定める者の家族(事実婚による配偶者を含む)である者。<u>(注 2)</u></p> <p>③犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域に居住する者。 <u>④国際連合安全保障理事会や本邦・米国を含む各国により、国際安全保障や各国の安全保障上問題があるとして公表された上、経済制裁の対象に指定された国・地域との取引がある者、またはこれらにおいて資産がある者。(注 3)</u></p> <p>⑤本邦財務省により経済制裁措置の対象として公表されている者。</p> <p>⑥米国財務省外国資産管理室(OFAC)により制裁措置の対象として指定されている者。</p> <p>⑦前号または前々号の対象者と取引を行う者。 <u>(注 2・注 3)家族の範囲および制裁対象国・地域は当社のホームページ</u></p>

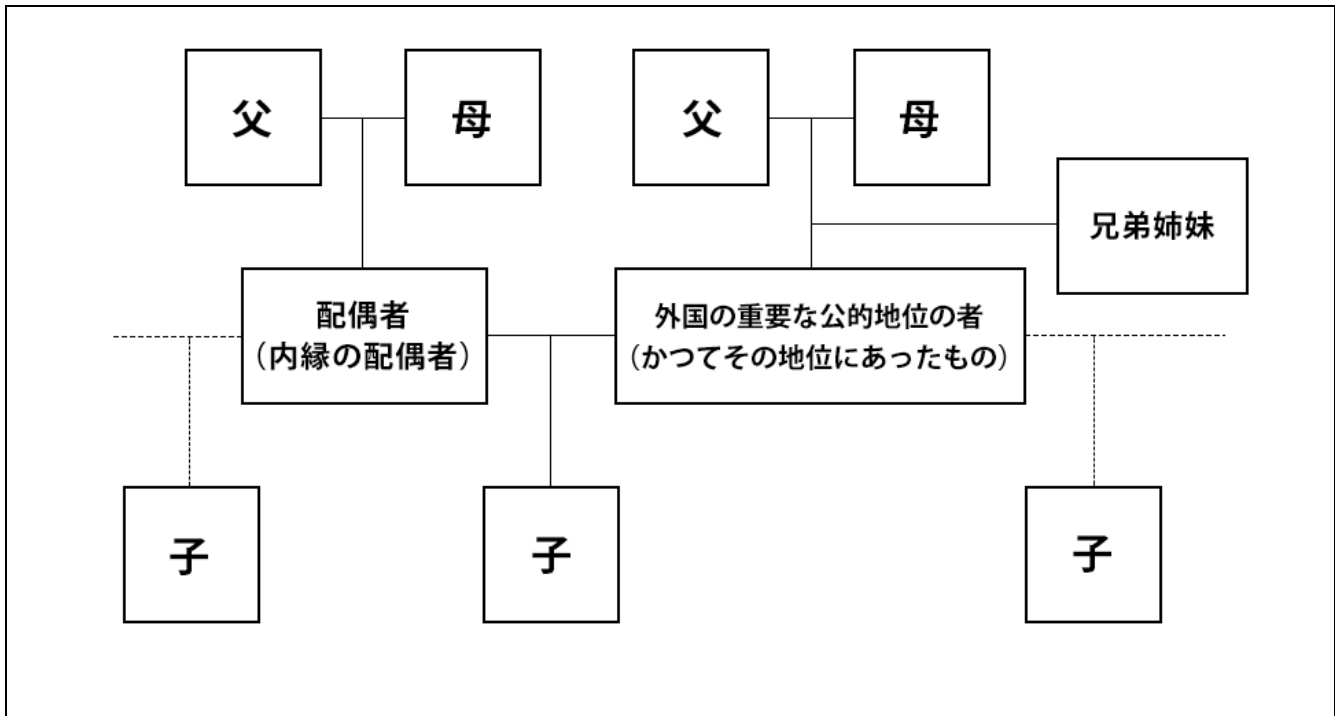
<p>2.お客様は、前項第1号から第3号のいずれかに該当したとき、当社がお客様に対して当該契約の締結または借入について、犯罪による収益の移転防止に関する法律上必要とされる確認を行うことに同意します。</p> <p>3. お客様が第1項各号のいずれかに該当したとき、当社は、第3条の規定にかかわらず、あらたな借入を停止することができます。</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p style="text-align: center;">(https://cyber.promise.co.jp/)に掲載しています。</p> <p>2.お客様は、前項第1号から第3号のいずれかに該当したとき、当社がお客様に対して当該契約の締結または借入について、犯罪による収益の移転防止に関する法律上必要とされる確認を行うことに同意します。</p> <p>3. お客様が第1項各号のいずれかに該当したとき、当社は、第3条の規定にかかわらず、あらたな借入を停止することができます。</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
---	---

※(注2・3)にて記載の家族の範囲および制裁対象国・地域については以下の「『プロミスカード会員規約第29条』ならびに『ローン規約第22条』における外国の政府等において重要な地位等について」よりご確認いただけます。

**「プロミスカード会員規約第 29 条」ならびに「ローン規約第 22 条」における
外国の政府等において重要な地位等について**

「プロミスカード会員規約 第 29 条」ならびに「ローン規約第 22 条」における、外国の政府等において重要な地位にある（または過去にそうであった）方の家族の範囲、および制裁対象国・地域は以下のとおりとなります。

1. 外国の政府等において重要な地位にある(または過去にそうであった)方の家族の範囲



2. 制裁対象国・地域(2020年1月10日現在)

- ・北朝鮮
- ・イラン・イスラム共和国(イラン)
- ・キューバ
- ・シリア・アラブ共和国(シリア)
- ・ウクライナのクリミア地域

以上

変更前	変更後
<p>(省略)</p> <p>第3条(ポイントの取消・消滅等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. お客様がポイントを獲得した後に、対象サービスについて取り消し、解除その他当社がポイントの獲得を取り消すことが適当と判断する事由があった場合、当社は対象サービスによりお客様が獲得したポイントを取り消すことができます。 2. 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、当社はお客様に事前に通知することなく、お客様が保有するポイントの一部または全部を取り消すことができます。 <ol style="list-style-type: none"> (1)違法または不正行為があった場合 (2)ポイント規約、会員規約、その他当社が定める規約・ルール等に違反した場合 (3)その他お客様が獲得したポイントを取り消すことが適当であると当社が判断した場合 3. 会員規約にもとづく契約が終了・解除された場合には、お客様は本サービスの提供を受けられなくなる場合があります。 4. ポイントの有効期限は、ポイントを獲得した年度の末日より2年間とします。なお、年度とは毎年4月1日から翌年3月31日までを1年度とします。 5. 当社は、取り消しまたは消滅したポイントについて何らの補償も行わず、一切の責任を負わないものとします。<u>(追記)</u> <p>(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>(省略)</p> <p>第3条(ポイントの取消・消滅等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. お客様がポイントを獲得した後に、対象サービスについて取り消し、解除その他当社がポイントの獲得を取り消すことが適当と判断する事由があった場合、当社は対象サービスによりお客様が獲得したポイントを取り消すことができます。 2. 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、当社はお客様に事前に通知することなく、お客様が保有するポイントの一部または全部を取り消すことができます。 <ol style="list-style-type: none"> (1)違法または不正行為があった場合 (2)ポイント規約、会員規約、その他当社が定める規約・ルール等に違反した場合 (3)その他お客様が獲得したポイントを取り消すことが適当であると当社が判断した場合 3. 会員規約にもとづく契約が終了・解除された場合には、お客様は本サービスの提供を受けられなくなる場合があります。 4. ポイントの有効期限は、ポイントを獲得した年度の末日より2年間とします。なお、年度とは毎年4月1日から翌年3月31日までを1年度とします。 5. 当社は、取り消しまたは消滅したポイントについて何らの補償も行わず、一切の責任を負わないものとします。<u>ただし、お客様の責めに帰すべき事由がない場合はこの限りではありません。</u> <p>(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

変更前	変更後
<p>Web-IDサービス利用特約</p> <p>(省略)</p> <p>第7条 (規定等の変更)</p> <p><u>1.当社は、本特約の内容を変更した場合、変更内容をサービス利用者に通知または当社が相当と認める方法により公告します。</u></p> <p><u>2.本特約の変更内容に関する通知または公告がされた後、30日が経過したことをもって、当社は、サービス利用者がその変更内容を承認したものとみなします。</u></p> <p>第8条 (免責事項)</p> <p>1.当社は、Web-IDサービスの利用、停止、終了、または内容の変更等に起因して生じたサービス利用者または第三者の損害について、一切の責任を負いません。<u>(追記)</u></p> <p>2.当社は、サービス利用者が本特約に規定する事項を遵守しなかったことにより生じた損害、またはWeb-IDサービスの利用上の過誤もしくはWeb-ID等が第三者により不正利用されたこと<u>(追記)</u>等によって生じた損害について、一切の責任を負いません。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>Web-IDサービス利用特約</p> <p>(省略)</p> <p>第7条 (規定等の変更)</p> <p><u>1.当社は、次に掲げる場合には、次項に定める方法により、本規約を変更することができます。</u></p> <p><u>①変更内容がお客様の一般の利益に適合するとき。</u></p> <p><u>②変更内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。</u></p> <p><u>2.当社は、前項にもとづいて本規約を変更する場合、変更内容および変更日を当社のホームページ(https://cyber.promise.co.jp/)にて公表するとともに、必要に応じて、その他の方法で通知または公表します。なお、前項第2号にもとづく変更の場合、当社は、通知または公表を変更日の30日以上前に行います。</u></p> <p>第8条 (免責事項)</p> <p>1.当社は、Web-IDサービスの利用、停止、終了、または内容の変更等に起因して生じたサービス利用者または第三者の損害について、一切の責任を負いません。<u>ただし、お客様の責めに帰すべき事由がない場合はこの限りではありません。</u></p> <p>2.当社は、サービス利用者が本特約に規定する事項を遵守しなかったことにより生じた損害、またはWeb-IDサービスの利用上の過誤もしくはWeb-ID等が第三者により不正利用されたこと<u>(不正利用に際してはお客様の責めに帰すべき事由がない場合はこの限りではありません)</u>等によって生じた損害について、一切の責任を負いません。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

変更前	変更後
<p>Club Off Alliance 会員規約特約</p> <p>(省略)</p> <p>第2条 <会員資格の起算および会員資格期間></p> <p>(省略)</p> <p>2. 原規約第15条(1)3. に関する会員資格の有効期限は、次の各号のいずれか先に到来する日までとします。</p> <p>①SMBCCF からお借入(目的ローンを除く。本条において以下同様。)がなくなった日(一度もお借入がない場合は、SMBCCF との契約日)の属する月の末日から起算して6ヶ月を経過する日。ただし、当該期限までの間に再度お借入をされた場合を除きます。</p> <p>②プロミスカード会員規約に基づく契約が事由の如何を問わず終了したことによりプロミスカード会員資格を喪失した日。</p> <p>3. SMBCCF が定める「プロミスカード会員規約」、「ローン規約」、その他規約・ルール等に違反した場合 <u>や SMBCCF が利用を停止することが適当と判断した場合は</u>、本サービスの提供を受けられなくなる場合があります。</p> <p>(省略)</p> <p>第7条 <サービスの終了></p> <p>弊社は、SMBCCF の申入れにより、<u>予告することなく</u>本サービスを終了することがあります。</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>Club Off Alliance 会員規約特約</p> <p>(省略)</p> <p>第2条 <会員資格の起算および会員資格期間></p> <p>(省略)</p> <p>2. 原規約第15条(1)3. に関する会員資格の有効期限は、次の各号のいずれか先に到来する日までとします。</p> <p>①SMBCCF からお借入(目的ローンを除く。本条において以下同様。)がなくなった日(一度もお借入がない場合は、SMBCCF との契約日)の属する月の末日から起算して6ヶ月を経過する日。ただし、当該期限までの間に再度お借入をされた場合を除きます。</p> <p>②プロミスカード会員規約に基づく契約が事由の如何を問わず終了したことによりプロミスカード会員資格を喪失した日。</p> <p>3. SMBCCF が定める「プロミスカード会員規約」、「ローン規約」、その他規約・ルール等に違反した場合 <u>(削除)</u>、本サービスの提供を受けられなくなる場合があります。</p> <p>(省略)</p> <p>第7条 <サービスの終了></p> <p>弊社は、SMBCCF の申入れにより <u>(削除)</u>本サービスを終了することがあります。</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

■新旧対照表／サイトのご利用について

(赤字下線部が変更箇所)

変更前	変更後
<p>サイトのご利用について (省略)</p> <p>免責事項 (省略)</p> <p>SMBCコンシューマーファイナンス株式会社は、お客様に事前に予告することなく、適宜当サイトの内容を変更もしくは修正し、または当サイトを閉鎖することがあります。<u>SMBCコンシューマーファイナンス株式会社は、そのような変更、修正、または閉鎖については、何ら責任を負うものではありません。</u></p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>サイトのご利用について (省略)</p> <p>免責事項 (省略)</p> <p>SMBCコンシューマーファイナンス株式会社は、お客様に事前に予告することなく、適宜当サイトの内容を変更もしくは修正し、または当サイトを閉鎖することがあります。<u>(削除)</u></p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

変更前	変更後
<p>会員サービスご利用の際の注意事項 (省略)</p> <p>お客様の指示に基づくSMBCコンシューマーファイナンス株式会社(以下、当社)の処理</p> <p>当社は、お客様の正しいカード暗証番号もしくはパスワードが確認したすべての指示に基づいて、応答および処理をおこないます。<u>プロミス会員</u>はその指示のもとで生じたすべての処理と指示に対して、いかなる場合においても全責任を負うこととなります。<u>(追記)</u></p> <p>免責と補償</p> <p>お客様の指示に従った「プロミス」のサービスの提供に際して当社に生じ、または当社が被ったいかなる結果、苦情、訴訟、損失に対しても、お客様は当社に完全に免責し補償を与えるものとします。<u>(追記)</u></p> <p>当社の免責事項 (省略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 送信または通信設備の遅延または障害による場合 <u>(追記)</u> 当社のシステムにアクセスすること、またはそれに関連したことにより、お客様の端末、関連設備、あるいはお客様が所有または操作するその他のソフトウェアが損傷した場合 <u>(追記)</u> <p>(省略)</p> <p>当社による会員サービスの中止</p> <p>当社は <u>一方的な裁量をもって</u>、事前に予告および理由を提示することなく、い</p>	<p>会員サービスご利用の際の注意事項 (省略)</p> <p>お客様の指示に基づくSMBCコンシューマーファイナンス株式会社(以下、当社)の処理</p> <p>当社は、お客様の正しいカード暗証番号もしくはパスワードにより確認したすべての指示に基づいて、応答および処理をおこないます。<u>お客様</u>はその指示のもとで生じたすべての処理と指示に対して、いかなる場合においても全責任を負うこととなります。<u>ただし、お客様の責めに帰すべき事由がない場合はこの限りではありません。</u></p> <p>免責と補償</p> <p>お客様の指示に従った「プロミス」のサービスの提供に際して当社に生じ、または当社が被ったいかなる結果、苦情、訴訟、損失に対しても、お客様は当社に完全に免責し補償を与えるものとします。<u>ただし、お客様の責めに帰すべき事由がない場合はこの限りではありません。</u></p> <p>当社の免責事項 (省略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 送信または通信設備の遅延または障害による場合 <u>(お客様の責めに帰すべき事由がない場合はこの限りではない)</u> 当社のシステムにアクセスすること、またはそれに関連したことにより、お客様の端末、関連設備、あるいはお客様が所有または操作するその他のソフトウェアが損傷した場合 <u>(お客様の責めに帰すべき事由がない場合はこの限りではない)</u> <p>(省略)</p> <p>当社による会員サービスの中止</p> <p>当社は <u>(削除)</u> 事前に予告および理由を提示することなく、いつでもこのサービ</p>

つでもこのサービス(すべてまたは一部)を終了または修正する権利が与えられて
います。

以上

ス(すべてまたは一部)を終了または修正することがあります。

以上

変更前	変更後
<p>個人情報の取扱いについて</p> <p>(省略)</p> <p>第2章 個人情報の取扱い等について</p> <p>第11条(個人情報の取扱い)</p> <p>(省略)</p> <p>2. 当社が前項の利用目的の範囲内で取り扱うお客様の個人情報は、以下のとおりです。なお、当社は、個人番号をその内容に含むお客様の個人情報を取り扱いません。</p> <p>(1)お客様が当社に届け出た氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、本籍地、配偶者情報、家族情報、親権者情報、Eメールアドレス、勤務先、入社年月、卒業年月、就業形態、保険証種別、金融機関口座、書類の郵送先 <u>等の</u>情報</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>個人情報の取扱いについて</p> <p>(省略)</p> <p>第2章 個人情報の取扱い等について</p> <p>第11条(個人情報の取扱い)</p> <p>(省略)</p> <p>2. 当社が前項の利用目的の範囲内で取り扱うお客様の個人情報は、以下のとおりです。なお、当社は、個人番号をその内容に含むお客様の個人情報を取り扱いません。</p> <p>(1)お客様が当社に届け出た氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、本籍地、配偶者情報、家族情報、親権者情報、Eメールアドレス、勤務先、入社年月、卒業年月、就業形態、保険証種別、金融機関口座、書類の郵送先、<u>その他お取引に関連してお客様より届出された</u>情報</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>